

金融商事の目

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹・
中央大学法科大学院特任教授

進むか、租税回避への対応

昨年末の与党税制改正大綱で、注目すべき税制改正が決まった。一定の支配関係にある子会社から一定の配当額（みなし配当を含む）を受け、株式の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額等を減額する、つまり簿価修正を行うことにより、譲渡損だけを取り組むという租税回避を防止するという内容で、SBG（ソフトバンクグループ）の租税回避の波及防止を念頭に置いたものである。

SBGの租税回避スキームは、3兆3千億円で買収した英半導体開発大手「アーム・ホールディングス（アームHD）」を活用したものだ。まずSBGが子会社アームHDの保有する「アーム・リミテッド」の株式の約75%を配当として取得する。子会社からの配当なので大部分が非課税である。一方アームHDの企業価値は株式を手放したことにより大きく減価する。SBGはその株式の大半を、同じくSBGの子会社である「ソフトバンク・ビジョン・ファンド」に譲渡する。この結果SBGは、受け取った配当は非課税の一方で、多額の損失（譲渡損）を計上することができるのである。

どこにも違法な取引はなく、株式をグループ内で移動させただけで、グループ全体としてみれば何も実態は変わっていない。結果として生じた損失と利益とを相殺して税負担は大幅に低下した。しかしこの取引にどこまで（税負担軽減以外の）経済実質があったかが問われるべきである。

このような取引は、違法である脱税と合法である節税の中間に位置する租税回避と呼ばれる行為である。これに対しわが国の法人税法には、SBGのような同族会社や組織再編の場合、法人税法132条、132条の2とそれぞれ個別に税効果を否認できる規定がある。しかし法律上の文言が「不当に税を軽減する場合」と抽象的で、その解釈を巡って裁判所の判断も統一さ

れていない。例えば最近判決が出たユニバーサルミュージック事件（東京地判令和元・6・27）では、これまでの最高裁判決とは異なる解釈がなされており、納税者にとって、経済取引の予見可能性や法的安定性が欠けるという問題を生じさせている。

また、りそな銀行事件（最二判平成17・12・19本誌1253号35頁）では、法律の否認根拠がない場合でも、法の趣旨・目的に反した「濫用」ということで税効果が否認された。このような法律の根拠なき否認は、憲法に定める租税法律主義に違反するという大きな問題を生じさせる。

租税回避に対して、わが国を除くG7諸国は、適用要件を明確にした上で、包括的にその取引の税効果を否認できる一般否認規定（GAAR）を導入して、個別に対応できない租税回避に対処している。

しかしわが国では、GAARの導入は国税権限の強化につながるとの抵抗が強い。筆者は、税制当局の裁量範囲の拡大懸念を払しょくするために、否認できる取引の定義を可能な限り明確化し、セーフガードやガイダンスの充実を図るなどの工夫をした上で導入に向けた検討を開始すべきと考える。また、租税法規の立法に際して、立法趣旨の明確化を図ることも重要である。法令で包括的な否認の規定を明確にし、法的安定性と予見可能性を確保することがグローバル時代の税制のあり方である。

一方、OECDは、義務的開示制度（MDR）の導入を各国に勧告している。これは租税回避スキーム利用者や提供する会計士・税理士などのプロモーターが、税務当局にスキームの報告を義務付ける制度で、米国、英国、カナダなどで導入され、租税回避のけん制に大きく役立っている。平成29年度与党税制改正大綱に今後の検討と書かれており、まずはここから議論を始めていく必要がある。

(MORINOBU Shigeki)